

第1回前受金役務利用検討会 事務局説明資料

2026年2月13日

経済産業省 商務・サービスグループ

商取引・消費経済政策課

○検討背景

現状、消費者と冠婚葬祭互助会事業者間で契約する契約約款では、結婚式、葬儀及び儀式の役務提供に限られている。

しかしながら、近年、社会環境等の変化に伴い、消費者のニーズも多岐にわたっており、消費者が冠婚葬祭互助会に求める役務内容も大きく変化している。

○検討内容

冠婚葬祭互助会が提供する役務である結婚式、葬儀及び儀式に、新たな役務を加え、消費者ニーズに応えられるような制度を検討

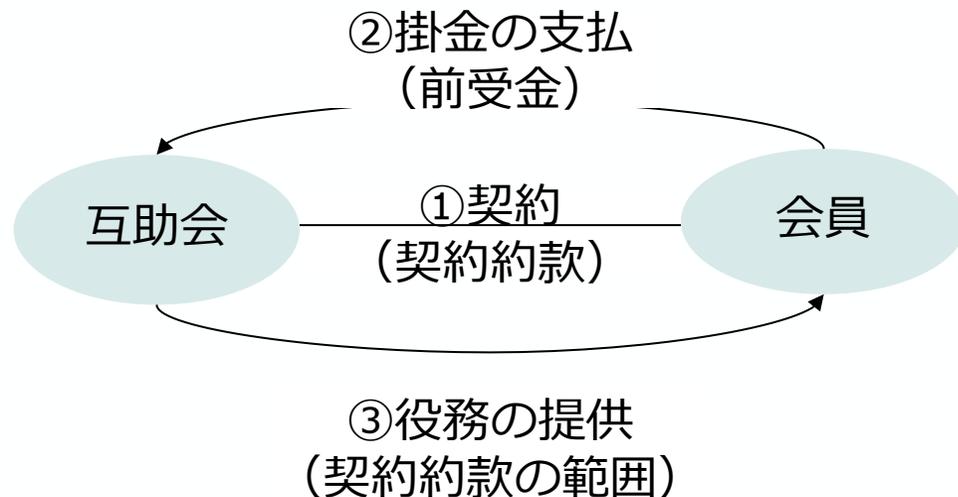
互助会の事業

冠婚葬祭互助会（以下、互助会）の事業とは、結婚式や葬式などの役務提供に先立って、消費者（会員）から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領するもの。

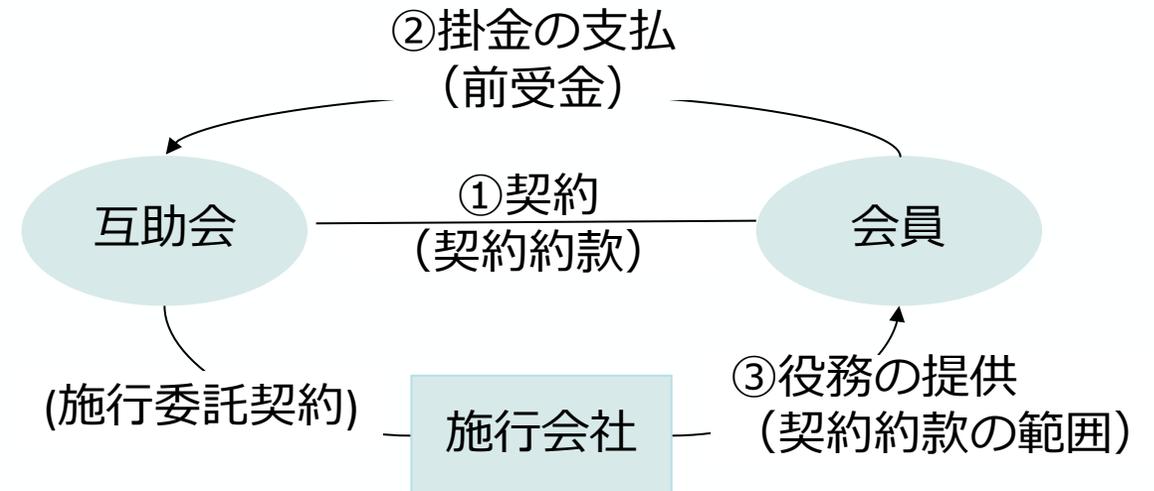
互助会は、会員から受け取った掛金（前受金）の50%を供託等により保全することが必要。

会員が利用できる前受金は、互助会と会員間で締結した契約約款の範囲の事業に限られる。

互助会が自社施行する場合



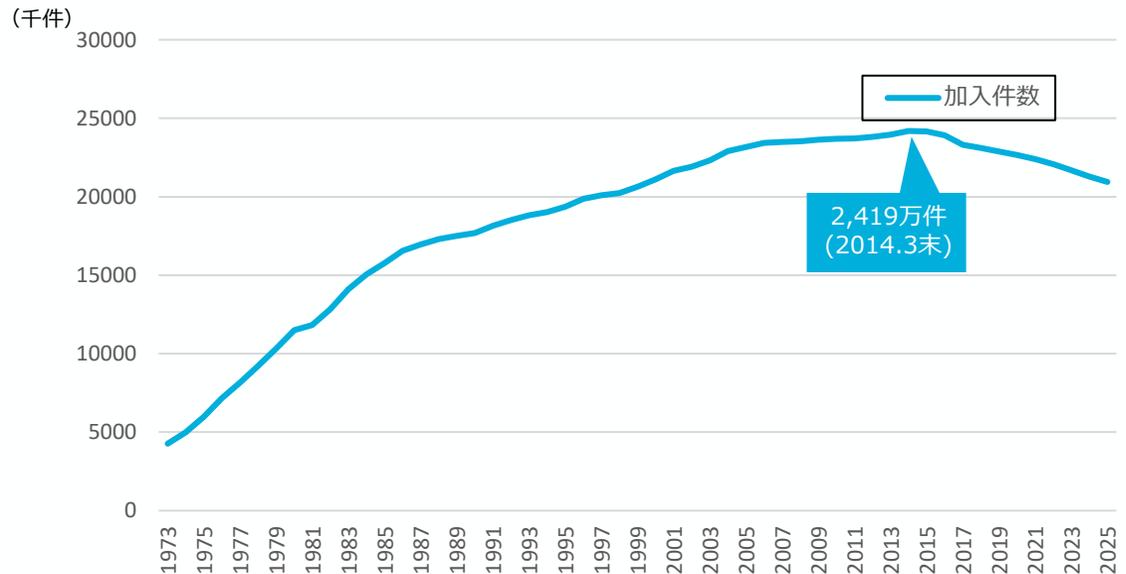
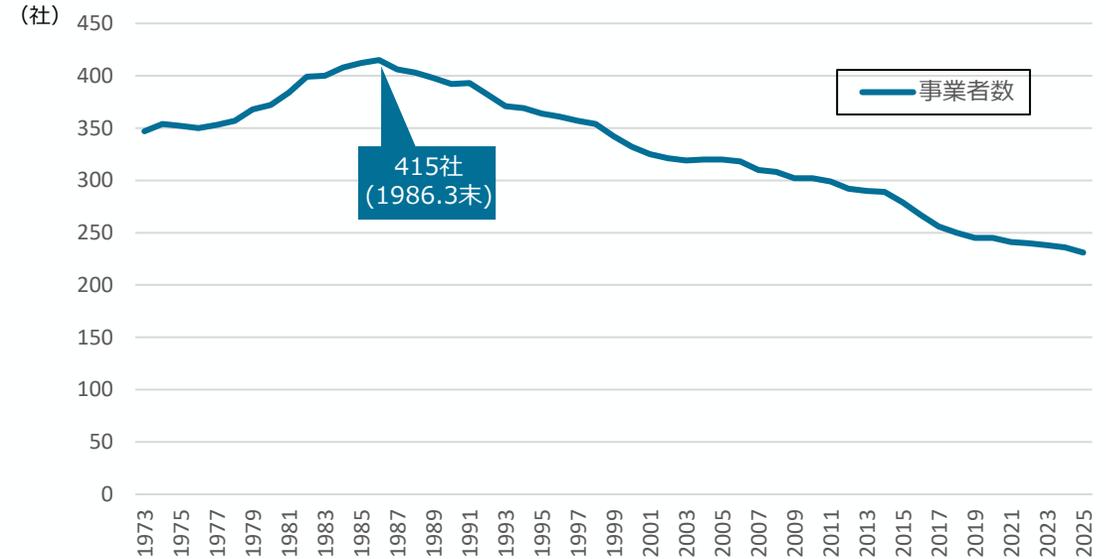
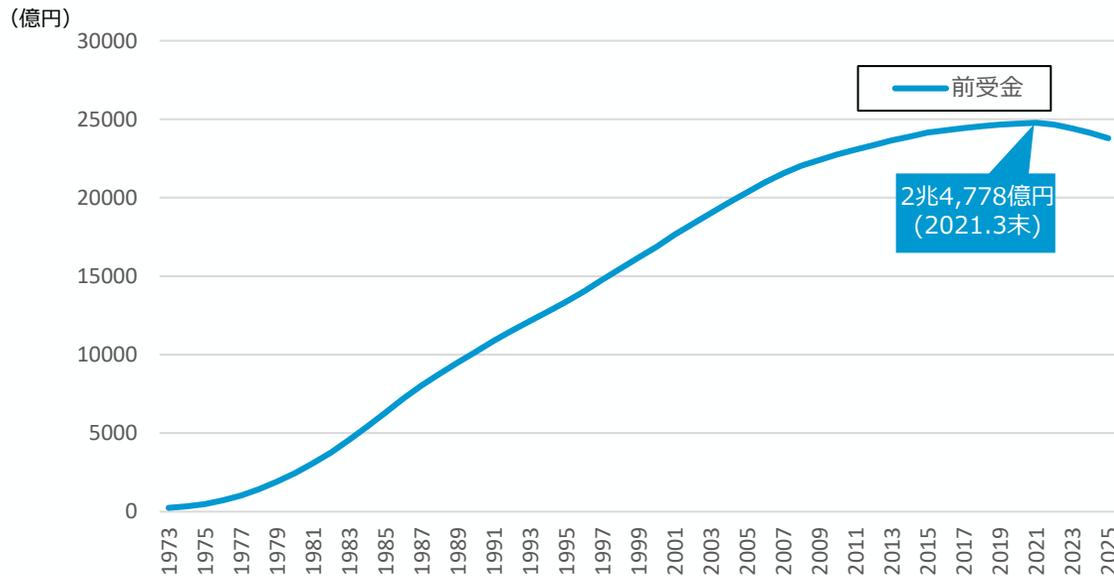
互助会が取次ぎを行う場合



互助会の許可事業者数、前受金残高、加入件数

	事業者数 (社)	前受金残高 (億円)	加入件数 (千件)	取り崩し (億円) ※
R03.3	241	24,778	22,406	1,605
R04.3	240	24,669	22,067	1,716
R05.3	238	24,421	21,683	1,761
R06.3	236	24,125	21,286	1,747
R07.3	231	23,786	20,949	1,714

※ 施行、解約による年度毎の前受金減



(注) グラフの値は各年3月末データ

法制度の全体像

行政規制

- ・ 許可制 (法第35条の3の61)

一定の財産的基礎等 + 基準に適合した約款が必要

- ・ 営業保証金の供託義務 (法第16条～法第18条の2)
- ・ 前受金保全措置 (法第18条の3)

会員が支払ったお金 (前受金) の
1 / 2 相当額を保全する義務を規定

- ・ 営業の承継の届出義務 (法第18条の6)
- ・ 変更届出の義務 (法第19条)
- ・ 帳簿備付義務 (法第19条の2)
- ・ 廃止の届出義務 (法第26条)

民事ルール等

- ・ 契約の解除 (法第27条)
- ・ 営業保証金及び前受業務保証金の還付・配当 (法第21条)

破産等の不測の事態が発生した際には、保全させていた
1 / 2 相当額を会員に還付する手続きを規定

財務基準

$$\begin{aligned} \text{純資産比率} &= \frac{\text{純資産額 (資産の合計額 - 負債の合計額)}}{\text{資本金又は出資の額}} \times 100 \\ &\left(\begin{array}{l} \text{基準:} \\ 100\% \text{以上 (改善命令)} \\ 90\% \text{以上 (新規締約締結禁止)} \end{array} \right) \\ \text{経常収支比率} &= \frac{\text{経常収益 (売上高 + 営業外収益)}}{\text{経常費用 (売上原価 + 一般管理販売費 + 営業外費用)}} \times 100 \\ &(\text{基準: } 100\% \text{以上}) \\ \text{流動比率} &= \frac{\text{流動資産合計額}}{\text{流動負債合計額}} \times 100 \\ &(\text{基準: 前払式特定取引} 80\% \text{以上}) \\ \text{負債倍率} &= \frac{\text{負債合計額 (注1)}}{\text{純資産額 (注1)}} \\ &(\text{基準: 著しく過大でない}) \end{aligned}$$

行政処分等

- ・ 契約締結の禁止命令 (法第20条)
- ・ 改善命令 (法第20条の2)

改善命令できる場合を具体的に施行規則に規定することにより、財務の健全性ととも、業務の適切性も担保

- ・ 許可の取消し (法第23条)
- ・ 報告徴収、立入検査 (法第40、41条)
- ・ 罰則 (法第49条ほか)

規制対象の法体系

- 前払式特定取引の規制対象役務は婚礼・葬式のみ。儀式儀礼等その他の役務は規制対象外。

割賦販売法

(定義)

第二条 (略)

6 この法律において「前払式特定取引」とは、次の各号に掲げる取引で、当該各号に定める者に対する商品の引渡し又は**政令で定める役務**（以下この項、第三十五条の三の六十一、第三十五条の三の六十二、第四十一条及び第四十一条の二において「指定役務」という。）の提供に先立ってその者から当該商品の代金又は当該指定役務の対価の全部又は一部を**二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領するもの**をいう。

- 一 商品の売買の取次ぎ 購入者
- 二 指定役務の提供又は指定役務の提供をすること若しくは指定役務の提供を受けることの取次ぎ 当該指定役務の提供を受ける者

(前払式特定取引業の許可)

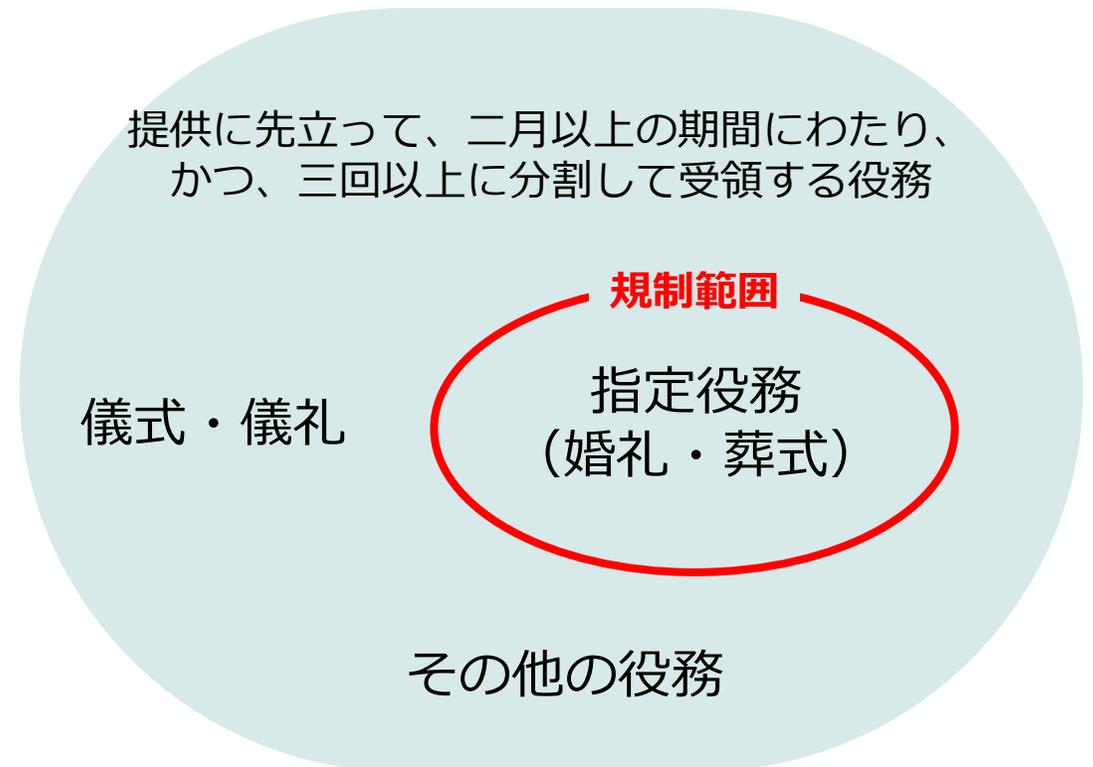
第三十五条の三の六十一 前払式特定取引は、**経済産業大臣の許可**を受けた者でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一～三 (略)

割賦販売法施行令

別表第二 (第一条関係)

- ・婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、衣服の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付
- ・葬式のための祭壇の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付



「指定役務以外の役務」規定の経緯

- 1988年10月に通商産業大臣（当時）から割賦販売審議会に対して、「前払式取引業の今後の在り方如何」との諮問を行い、1990年に割賦販売審議会から報告書として答申。
- 同報告書において、冠婚葬祭事業から**総合的儀式提供サービス業**へ、「広範な人生の節目となる儀式を提供する事業へ展開」が期待され、消費者利益を配慮した上で進めることが求められた。

○前払式取引業の今後の在り方について（割賦販売審議会 1990年6月）

総合的儀式提供サービス業への展開

- ① 冠婚葬祭事業に加え、**広範な人生の節目となる儀式を提供する事業へ展開**することに消費者の期待が高まることと思われる。

しかし、消費者からの期待に応え、人生の儀式全般に関する総合的な儀式提供サービス業としての展開を図るためには、新規の儀式についての知見の確立、消費者ニーズに把握力と決め細かいマーケティング能力の確率等新規の役務提供を行うための体制を構築することが喫緊の課題となってくる。

- ② 総合的儀式提供サービス業の展開に当たって重要な課題となる、他の儀式に関する知見を高めるとの観点からは、新たな儀式遂行のインストラクターの要請、安価で良質な役務提供が可能となるようなソフト開発等が必要となる。

また、実際の業務の展開当たっては、葬儀及び結婚式と新たな他の役務との間で前受金の区分をどのように行うのか、提供すべき役務内容の明確化、明瞭な価格設定が行われる必要がある。

- ③ （中略）**自らの役務提供能力及び自らの財務・経営基盤を十分判断し、消費者利益を損なうことのないよう配慮した上で進めていくことが必要である。**

監督の基本方針の趣旨

- 通達（監督の基本方針）は、割賦販売法に規定された社会的要請の実現のため、互助会に求める法定事項（許可基準等）、消費者の利益の保護等の実現のために実施されることが求められる事項について記載し、事業者監督の方針としている。
- 指定役務以外の役務については、**事業者が契約約款に記載し、消費者が前受金を利用可能とする範囲を成人式、七五三等の儀式**に限定列挙している。

○割賦販売法（前払式特定取引）に基づく監督の基本方針－冠婚葬祭互助会編－（平成30年6月）

法の趣旨である消費者の利益の保護等の実現のために実施されることが求められる事項を◇で示している

Ⅱ－2－2－4－2 契約約款の記載事項

- （6）契約約款に、指定役務以外の役務（成人式、七五三、法事、長寿祝、結婚記念、宮参り及び結納等の儀式に係るもの）がある場合には、会員が提供を受けることができる役務の選択肢として指定役務が含まれること、又は会員が指定役務の提供又はその取次ぎを希望する場合、その対価の全部又は一部として当該契約の掛金が充当できる旨を記載することが求められる。（◇）

昨今の事業環境の変化

昨今の少子高齢化、地方過疎化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、冠婚葬祭事業の売上が減少

互助会は、結婚式、葬儀という人生の二大儀式の他、社会生活の変化を捉えた儀式サービスの提供を行う事により、**前受金の総額は2兆4,000億円**にも上っている。

しかしながら、今後、死亡者数は2040年にピークをむかえ、かつ**少子化、地方過疎化**が進んでいる。更には新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、冠婚葬祭、特に結婚式場の売上は大幅に下落。2022年以降は、コロナ前の約8割の水準を横ばい。また、社会システムも**デジタル化が大きく進み**、消費者も**儀式の小規模化**に志向していった。

こうした変化を背景に、互助会は冠婚葬祭などの儀式儀礼にとらわれない事業の多角化が行われ、葬儀までのライフサイクルに合わせたサービス（終活サービス等）への事業への進出が始まっている。その結果、現状では冠婚葬祭を含めた儀式儀礼以外でも事業のノウハウは蓄積されつつある。

このようなサービス提供については、消費者のニーズも高く、自ら支払った前受金利用の要請が多く存在。この消費者ニーズも踏まえ、2023年の全互協将来ビジョンにおいて、ヘルスケアを含めた**儀式儀礼以外の役務提供の前受金利用の要望**がまとめられた。



注：売上高は、調査により発生したリンク係数を加味して補正しています。

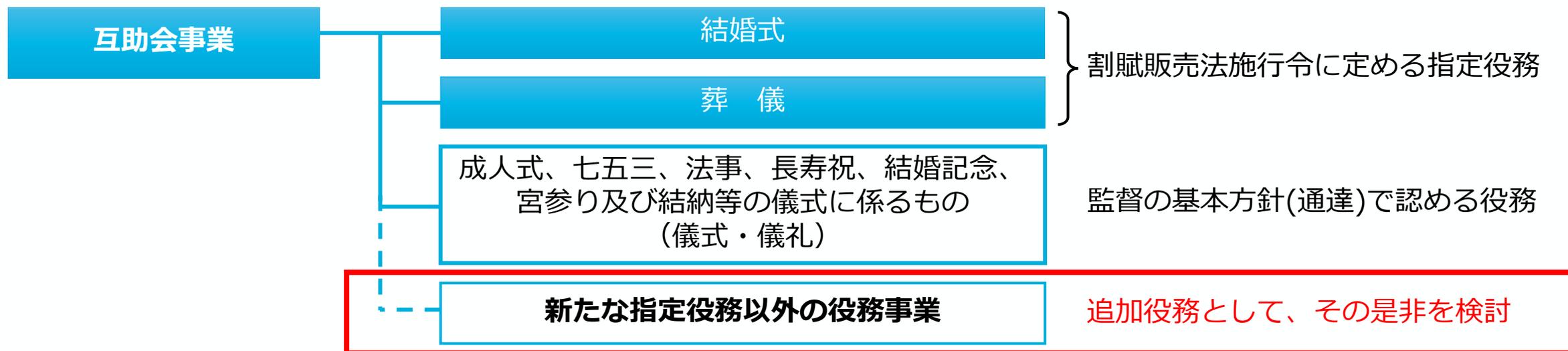
資料：特定サービス産業動態統計調査（経済産業省）

検討の方向性（案）

消費者が、前受金を利用して提供を受けることができる役務及びその是非を検討

消費者自らが支払った前受金の利用は、割賦販売法で定められた指定役務（結婚式、葬儀）、儀式（成人式、七五三等）に限られている。

監督の基本方針を改正し、消費者のニーズに基づく、ライフサイクルに合わせた役務を新たに追加することで、消費者が前受金を利用し、その役務の提供を受けられる仕組みを検討。



指定役務以外の役務提供の効果

前受金を利用したライフサイクルに沿った役務の提供により、**契約の認知継続効果**が期待できる。

(1) 消費者（会員）への効果

契約締結した会員の主な目的は自らの葬儀であり、自身が亡くなるまで、互助会契約を利用していないのが現状。そのため、遺族は故人（会員）が互助会契約を締結していることを知らず、別会社での葬儀後に判明し、解約に至るケースが散見される。

ライフサイクルに沿った役務を前受金を利用して提供することで、会員自身がサービスを受ける機会を増加させ、互助会に入会していることを会員自らが再認識し、また家族・親族にも認知されるきっかけを作ることができる。

この契約の認知継続効果により、割引価格での葬儀施行の機会逸失を防止し、かつ亡くなった直後の葬儀手配、葬儀内容の確認などの遺族の負担軽減が見込まれる。また、別会社での施行による互助会契約の解約手数料の負担も回避できることになる。

(2) 事業者への効果

同様に、契約の認知継続効果により、別会社施行による解約の逡減が図られ、前受金の減少を一定程度抑制。それにより施行施設への投資計画の策定も容易となり、経営の安定化、役務提供能力の持続が可能となる。